

公益社団法人 ロングライフビル推進協会 常勤役員の選任年齢に関する規程

(総 則)

第1条 公益社団法人 ロングライフビル推進協会(以下「本協会」という)の常勤の役員(以下「常勤役員」という)における選任年齢については、この規程の定めるところによる。

(選任年齢)

第2条 常勤役員の選任年齢は、原則として次の各号の年齢以下とする。

- (1) 新任の常勤役員 65歳
- (2) 再任の常勤役員 70歳

2 常勤役員に選任しようとする者の知識及び経験が本協会の業務運営上特に必要であり、例外的に扱うべき理由が本協会の業務運営に適切と判断された場合は、1期を限りに延長できる。

(補 則)

第3条 この規程の施行に関し、必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(附 則)

1 . この規程は、平成15年10月15日から施行する。

(附 則)

1 . この規程は、平成22年4月1日から施行する。